

動物実験の倫理

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Hashimoto, Noriyoshi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5493

動物実験の倫理

学際科学実験センター実験動物研究施設 橋本 憲佳

1. 動物実験の倫理とは何か？

動物実験の倫理を扱う学問は、分類上は環境倫理学に含まれている。では、そもそも倫理が対象としているのは何だろうか？倫理 Ethics とは人として守るべき道、すなわち道徳であり、人と人との関係を扱うものである。これに対して、生命倫理 Bioethics という造語が、Van Rensselaer Potter 著の Bioethics: Bridge to the future (1971) で紹介された。Potter の提唱した Bioethics は今で言う環境倫理に近いものであったが、現在では「ヒトの生命」を対象とした医療倫理を指すことが多い。では、「動物」をヒトと同じ生物として倫理の対象とする気風は定着しているのだろうか？

2. 法律としての動物倫理規範（日本）

刑法 199 条には、殺人罪が規定されているが、人を殺してはいけないことは倫理的に自明であり、刑に処すとは書いてあるが殺してはいけないとは書いていない。それに対して、動物の愛護および管理に関する法律 第一章 総則の基本原則として、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」となっている。法律であえて規定しなければならないほど動物の倫理規範は定着していないということになる。ちなみにこの法で動物が「命あるもの」と明記されたのは平成 11 年のことである。

3. 動物実験の法的規制

一方、欧米の事情はかなり異なっている。英国ではフランスの獣医大学での外科実習の様子が 1863 年にロンドンタイムスに掲載されるや、社会的な反響を呼び、1876 年の「動物虐待防止法」制定につながった。現在の動物福祉に関する獣医学的側面からの配慮を規定した法律を例にとると、英国の「動物（科学的処置）法」Animals (Scientific Procedures) Act, 1986、米国の「修正動物福祉法」Animal Welfare Act, Amended 1985 など、古くから法的整備が続けられてきた。

4. 宗教的背景の違い

この日本と欧米の法整備の違いは、動物に対する宗教的・思想的背景の違いによるところが大きいようである。キリスト教では、動物は倫理的考慮の枠外にあるものとされ、「動物愛護」は人間の下位に存在する生物への「保護」的要素が強い。また、イスラム教では、動物は神が人の利益の為に創造したものであって、やはり倫理の対象外である。これに対して日本では、「輪廻転生」、「不殺生戒」、「山川草木悉有仏性」等の言葉が残っているように、諸物には靈魂が宿るとする古来からの土着思想と融合し、日本化した仏教の影響を強く受けており、ヒトと動物は連続したものであって、ヒトとつながる動物へのいたわりという考え方が存在していた。

5. 思想的背景

欧米の動物は倫理の対象外とする宗教的基本原則も、思想的には時代の変遷とともに変わり現在に至っている。紀元前4世紀のアリストテレスは、理性的でない存在（＝動物）は理性的存在（＝ヒト）のために存在するとして、生物（＝靈魂をもつもの）としての共通性は認めるが人と動物とは区別した。13世紀のトマス・アクィナスは、動物への虐待はそれ自体に問題があるのではなく、ヒトへの虐待につながる場合に悪となるとしている。「我思う、故に我あり」で有名な17世紀のルネ・デカルトは、動物機械論を展開し、動物においては、科学的な諸原理によって説明できないような行動は認められないため、肉体とは別個に魂（精神）の存在を認める必要はない、と結論した。18世紀のイマヌエル・カントは、ヒトと動物の行動様式について次のように考察した。動物は感性のみで行動するので矛盾は生じないが、人間は動物の持つ感性と神の持つ理性を持ち合わせているために自己矛盾を感じ、正しい選択のために欲望と戦うところに人間の最高の尊厳がある。また、法的な関係は理性ある生き物（＝ヒト）でのみ成立するとした。ただし、動物を虐待することは、ヒトの品位を下げるので良くないとしている。いずれにしても、動物は搾取の対象であることには変わりはなく、動物虐待自体を罪とする意識はないが、動物虐待は人間の品格を下げるものとして避けるべきものとなってきた。これに対し、功利主義の創始者として知られるジェレミー・ベンサム（18-19世紀）は、ある行為による快樂と苦痛を計りにかけ（快樂計算）、快樂がまさればその行為を正当化した。重要なのはこの快樂と苦痛は、感覺あるすべての生き物が対象であって、動物にも苦痛能力を認めた点である。しかしながら、快樂計算の対象を動物にも厳格に当てはめれば、計算次第でその行為は不当と判断されるため、後の動物開放論につながった。

6. 死生観の違い

日英の獣医師を対象としたブルース・フォーゲルによる調査をみてみよう。

- 人間に死後の世界があると信じる：イギリス 43% 日本 55%
(ほぼ同じで、人の死生観については同じ母集団といえる。)
- 人間以外の動物に死後の世界があると信じる：イギリス 18% 日本 47%
(日本では人と動物を同一視する傾向がある。)
- 人間以外の動物に魂があると信じる：イギリス 19% 日本 77%
(動物に対する顕著な考え方の違いがある。)
- 人間以外の動物に意識（自己認識）があると信じる：イギリス 74% 日本 100%

7. 動物の安楽死への意識の違い

- 動物の安楽死を肯定する：イギリス 86% 日本 52%
(日本では安楽死をヒトの場合と同様にためらっている)
- 飼い主の希望で健康な動物でも安楽死させる：イギリス 74% 日本 32%
(健康上に問題のない場合はなおさらである。)
- 助かる見込みがほとんどない重症の動物が苦しんでいる場合、飼主の承諾なしでも安楽死させる：イギリス 88% 日本 3%
(日本では少しでも長く生かしたいという意識が根強く、動物が人の所有物であるという法的拘束もあってか、生命の尊厳という問題にまで踏み込めていない。)
- 飼い主が望めば助かる見込みがあっても重症の動物を安楽死させる：
イギリス 91% 日本 40%
(日本では人と同じ生き物という潜在的意識は強く、心情的には所有者の意思に反してもできるだけ生かしたい。)
括弧内は私の勝手な類推だが、日本と欧米での動物の命に対する考え方に現代でも大きな違いがあることがわかる。

8. 研究者による動物実験の自主規制

何れにしても歴史的には動物を虐待すべきではないという社会的合意が形成されてきたのは確かで、科学界でも研究者自身による動物実験の自主規制が試みられている。以下は倫理的な動物実験を目指して研究者側から出された指針等である。

- ヘルシンキ宣言（世界医師会（WMA）総会 1964、修正...、2000）
- 動物実験の規制に関する指針（国際実験動物委員会（ICLAS）1974）

- 人を対象とする生物学研究の為の国際指針（国際医学団体協議会（CIOMS） 1982）
- 動物を対象とする生物学研究の為の国際指針（国際医学団体協議会（CIOMS） 1985）
- 動物の保護・福祉及び行動学に関する指針（世界獣医学協会 1993）...「5つの自由」の規定

9. ヘルシンキ宣言（1964、世界医師会）

ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則として、生命科学における国際的道德原理を宣言したものであり、この中で動物実験の必要性和、動物への配慮の両面に触れている。以下に2000年にエジンバラの総会で修正された原文をそのまま引用した。

11. Medical research involving human subjects must conform to generally accepted scientific principles, be based on a thorough knowledge of the scientific literature, other relevant sources of information, and on adequate laboratory and, **where appropriate, animal experimentation.**
12. Appropriate caution must be exercised in the conduct of research which may affect the environment, and **the welfare of animals used for research must be respected.**

10. Animal Welfare

特に後者の動物への配慮では、直訳すると「動物の福祉」に配慮すべきとあるが、この動物福祉とは何だろうか。福祉とは社会の構成員に等しくもたらされるべき幸福であり、本来は人を対象とした用語である。ヘルシンキ宣言中の the welfare of animals に対する日本医師会による訳語も「動物の福祉」という直訳から「動物の愛護」、「動物の生活環境」、「動物の健康を維持し、または生育を助ける」と意識を重ねて今日に至っているように、こと日本においては「動物福祉」という用語は一般的に定着したものとはなっていない。ただし、国際的には倫理的な動物実験とは、「動物福祉」を踏まえた実験を行うことというのが通則となっていることがわかる。

11. 動物福祉の原則（世界獣医学協会；動物の保護・福祉及び行動学に関する指針（1993）より）

動物福祉を具体的に定義する試みとして「5つの自由」が提唱されている。当初は畜産動物を対象としていたが、現在は全ての動物に拡大して解釈され、動物の立場にたってその生活の質を高める行為、動物に強いる犠牲を少しでも軽減するための待遇改善を中核とする行為を5つに整理した。

1. 飢えと渇きからの自由
2. 肉体的苦痛と不快感からの自由

3. 傷害や疾病からの自由
4. おそれと不安からの自由
5. 基本的な行動様式に従う自由

12. 動物福祉を踏まえた動物実験とは

実際の動物実験では、動物を用いることの必要性を考慮し（意義付け）、不必要な苦痛を与えないことを前提とした上で、人の得る利益が動物の受ける苦痛を上回ることが必要とする功利主義的な立場をとっている。William Russell と Rex Burch は彼らの著書「人道的実験技術の原理」（1959）の中で、動物実験の3R（Replacement, Reduction, Refinement）の実践こそが動物福祉を踏まえた動物実験につながると説いた。また、1978年にDavid SmithはこれらをまとめてAlternative（オルタナティブ、代替）と総称することを提唱している。最近では、Responsibility（実験者の責任）を、動物実験における第4のRとして提言することにより、動物福祉の実践を喚起している。

13. 欧米の動物実験規制方式

しかしながら、動物を倫理の対象外としていた欧米では、社会的な要請である動物虐待防止を担保するために、動物実験の現場にも早くから法的な規制が導入されてきた。ただしその方法は大きく分けると英国に代表される法律による直接規制方式と、米国に代表される実験実施機関による規制を法律が規定する方式に2分される。前者では政府による実験者個人および実験施設の資格認定（免許制）と政府による実験計画の認可を行っているし、後者では国内ガイドラインの制定（米国：ILARのガイドライン）、所内委員会による計画審査と動物施設の定期査察、国の研究費助成に適正実施の担保を要求（研究実施機関による審査状況、予告無しの実地査察有）などの措置をとり、研究施設は政府登録制（使用数等の報告義務有）であることが多い。

14. 日本の動物実験規制方式

古来より動物と人とを分離せずに考えていた日本では、倫理的には既に動物福祉の気風は定着しているはずであった。したがって動物実験を法律で規制すること自体が習慣になじまないとして、その法整備は遅れていたが、近年のグローバル化の波の中で、国内外からの批判もあり、徐々にその整備が行われてきた。関連するものを列挙すれば、動物の保護及び管理に関する法律（1973）、実験動物の飼養及び保管等に関する基準（1980）、動物実験のガイドライン策定について（1980日本学術会議）、大学等における動物実験について（1987文部省局長通知）などがあり、基本的には、米国方式を踏襲しつつ、日本の行政の特徴である行

政指導を主体とした独自の規制方式をとってきた。実際には、研究機関における自主規制により行われ、研究機関毎の柔軟な対応が可能な反面、具体的な統一基準がないために、研究機関の間に温度差が生じやすく、外から見えにくいという批判もあった。そこで全国統一指針と第三者評価機構の設立を目指した日本学術会議による提言「動物実験に対する社会的理解を促進するために」（2005）が発表され、動物の愛護及び管理に関する法律も1999年に続き、昨年に改正され、動物実験の3Rが盛り込まれるとともに、動物実験の基本指針を制定することが法で定められた。

15. 法律による規制

動物愛護管理法で盛り込まれた3Rを原文で紹介すると以下のようである。

（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

さらに罰則も強化され、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は一年以下の懲役又は100万円以下の罰金、愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は50万円以下の罰金、愛護動物を遺棄した者は50万円以下の罰金となっている。ここでいう愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひるの他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの、と規定されているので、多くの実験動物が該当する。

16. 動物権論の理論的背景

動物福祉を踏まえた動物実験実践への取り組みは、社会的な要請が原動力になったとする側面は否定できないが、一方で動物実験に反対する社会運動も社会思想的背景の変化によって理論化されていった。特に動物権論の台頭は破壊、奪取、傷害などの過激な行動を誘起し、社会問題ともなった。動物権論はデカルトの「動物機械論」などの動物を単なる物質と捉える考え方に対する反論から生まれて発展した一つの極論ともいえるし、ベンサム功利主義の行き着くところでもあった。ピーター・シンガーは、彼の著書「動物解放」（Animal Liberation, 1975）の中で、人種差別（Racism）、性差別（Sexism）、種差別（Speciesism、リチャード・ライダーが1970年に提唱）の3つの差別は弁護のしようもないものであり、特定の種の構成員だけに道徳上の地位を与える倫理的根拠は存在しないと主張した。そして動物にも「人

権」でいうところの生きる権利や痛みを回避する権利が存在するという理論（動物解放論）を紹介し、動物実験や畜産など動物からの搾取を批判した。トム・レーガンはこれを「動物権」(Animal Rights)と提唱（1983）したが、シンガーの真意とは別に動物権論のみが一人歩きし、過激な運動の理論的背景となってしまった感がある。

17. ピーター・シンガーの動物解放論

一見すると、シンガーの動物解放論が今日の過激な動物権論の源流であるかのように見えるが、必ずしもそうではないことを彼自身の文章を引用して紹介しておく。「すべての生命が同等の価値をもっているとか、どんな利益についても人間の利益と他の動物の利益がみんな同等の重さをもつ、と主張するわけではない。動物と人間が同等の利益をもっている場合（例えば、肉体的な苦痛をさけることに対しては人間も動物も共通の利益をもっている）その利益は平等に考慮されるべきであり、人間ではないという理由だけで、自動的に利益が軽視されるということはあってはいけないのである。」